

Client Alert – Sustainability

2025 年 5 月

I.はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、サステナビリティに関連する各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert – Sustainability 2025 年 5 月号(通算第 2 号)を作成いたしました。実務の一助となれば幸いに存じます。

II.目次

開示	1. SSBJ、「サステナビリティ開示基準」を公表 2. 金融庁、「記述情報の開示の好事例集 2024」の最終版を公表 3. SEC、気候情報開示規則をめぐる訴訟で、同規則を擁護しないことを決定 4. SSBJ、「補足文書」を公表 5. SSBJ 事務局、「SSBJ ハンドブック」を公表 6. 資源エネルギー庁、「令和 6 年度 省エネ法定報告情報の開示制度開示シート(確報版)」を公表 7. GPIF、「サステナビリティ投資方針」を制定 8. 金融庁、「人的資本開示に対する海外投資家の着眼点及び開示に関する調査」報告書を公表 9. ISSB、生物多様性と人的資本に関する第一段階の研究結果を会合で報告 10. 環境省、「サステナビリティ(気候・自然関連)情報開示を活用した経営戦略立案のススメ～TCFD シナリオ分析と自然関連のリスク・機会を経営に織り込むための分析実践ガイド Ver2.0～」を公表 11. EFRAG、サステナビリティ情報開示の簡素化に関する作業計画に合意 12. ISSB、気候関連開示改定の公開草案を公表 13. FASF・SSBJ、「有価証券報告書の作成要領(サステナビリティ関連財務開示編)」を公表
----	--

ファイナンス	1. 環境省、「地域金融機関における移行計画策定・エンゲージメント 実践ガイダンス」を公表 2. 環境省、「気候変動対応を『チャンス』と捉えた 地域金融機関向け取組ガイド」を公表 3. 環境省、グリーンファイナンスに関する「グリーンプロジェクトに寄与する事業の考え方」を公表
環境	1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令等を公布 2. 「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver.6.0)」を公表 3. 環境影響評価法の一部を改正する法律案を閣議決定 4. 環境省、「CFP 入門ガイド」を公表 5. 経団連、循環型社会形成自主行動計画－2024 年度フォローアップ調査結果－を発表 6. 環境省、「ESG 地域金融実践ガイド別添資料:事例集【令和 6 年度】」を公表 7. 環境省、2023 年度の温室効果ガス排出量及び吸収量を公表 8. 環境省、日本企業による環境デュー・ディリジェンス対応促進に向けた懇談会議論のまとめを公表
ビジネスと人権	1. 欧州委、「女性の権利のためのロードマップ」を策定 2. 米司法省等、DEI に関する「不法な差別」に係るプレスリリース及び 2 つの文書を公表 3. 英国政府、現代奴隷法に関するガイダンスを更新 4. 鳥取県議会、「性的ディープフェイク」禁止等を定める条例改正案を可決 5. 大阪高裁、同性婚を認めない民法等の規定につき「違憲」判断 6. 経済産業省、繊維産業の監査要求事項・評価基準(JASTI)を策定 7. EU、CSDDD と CSRD の適用延期法が成立 8. 出入国在留管理庁、育成就労制度等に関する政令案等のパブリックコメントを開始
ガバナンス	1. 「稼ぐ力」の強化に向けたコーポレートガバナンス研究会、取りまとめ(「稼ぐ力」の CG ガイダンス)を公表

III.開示

1.SSBJ、「サステナビリティ開示基準」を公表

3 月 5 日、サステナビリティ基準委員会(以下「SSBJ」といいます。)は、我が国最初のサステナビリティ開示基準となる、[サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」](#)並びに[サステナビリティ開示テーマ別基準第 1 号「一般開示基準」](#)及び[同第 2 号「気候関連開示基準」](#)(以下「SSBJ 基準」と総称します。)を公表しました。

SSBJ では、2024 年 3 月及び 11 月にそれぞれ SSBJ 基準の公開草案を公表して意見を募集していま

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

したが、今般、それを踏まえた最終版として公表されたものになります。SSBJ 基準は、国際サステナビリティ基準審議会(以下「ISSB」といいます。)がグローバル・ベースラインとして 2023 年 6 月に公表した IFRS サステナビリティ開示基準(以下「ISSB 基準」といいます。)と整合性を図ることを基礎として開発されており、基本的に ISSB 基準の内容を取り入れています。

有価証券報告書における SSBJ 基準の適用対象企業及び適用時期等については、金融庁が金融審議会に設置した「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」において検討が行われています。現時点で示されているロードマップによれば、東証プライム市場の上場企業を対象に、もっとも早い類型では時価総額 3 兆円以上の企業について 2027 年 3 月期から強制適用が開示されることとなり、時価総額 5,000 億円未満の企業まで適用が義務化される時期は、2031 年 3 月期以降であることが示唆されており、今後決定されます。

2.金融庁、「記述情報の開示の好事例集 2024」の最終版を公表

3 月 24 日、金融庁は、[「記述情報の開示の好事例集 2024」](#)の最終版を公表しました。本好事例集は、金融庁が主催する勉強会での議論の内容を踏まえて 2024 年版が段階的に公表されていましたが、今般、第 5 回勉強会(テーマ:重要な契約等、経営方針等、MD&A)及び第 6 回勉強会(テーマ:中堅中小上場企業の開示例)の議論を経た最終版が公表されたものです。

有価証券報告書における「経営上の重要な契約等」の記載については、関連府令の改正により、開示すべき内容等が明確化されました。経営方針等と MD&A については、本好事例集 2023 年版では取り上げられていなかった項目であるため、企業が最新の開示好事例と押さえるべきポイントを把握するために有益な資料となっています。

2023 年版から本好事例集の追加項目となった中堅中小上場企業(売上高 300 億円以下の企業)の開示例では、全てを網羅的に開示するのではなく、事業上の重要性、経営上の重要な課題、サステナビリティにおけるマテリアリティ等、重要な点について具体的に記載することや、事業環境の前提や特徴、長期のロードマップ等を具体的に記載することが、それぞれ有用であると指摘されています。

3.SEC、気候情報開示規則をめぐる訴訟で、同規則を擁護しないことを決定

3 月 27 日、米国証券取引委員会(以下「SEC」といいます。)は、気候関連リスク及び温室効果ガス排出量の開示を定めた新規則に関する訴訟において、争うことを終了する方針を決定して公表しました。

SEC は、2024 年 3 月、有価証券の発行会社や継続開示義務を負う会社に対して、気候関連リスク等の詳細かつ広範な開示を求める新規則を策定しました。しかし、この新規則に対しては、反対する複数の州及

び企業等から訴訟が提起され、現在では連邦第 8 巡回区控訴裁判所において併合審理されており、SEC は訴訟が終結するまで新規則の効力発生を停止する措置を講じていました。

ところが、トランプ大統領から指名を受けた次期 SEC 委員長が新規則に対して批判的な立場にあり、また、本年 2 月には、委員長代理名義での声明のなかで、気候関連開示は既存の規則で十分であって、新規則は費用を上回る便益が期待できないこと等を示した上で、訴訟審理の一時停止を裁判所に求めることを表明していました。これらのことから、新規則を SEC が自ら取り下げる可能性が論じられていたところ、今回の決定によりその方針が確実となったものです。

欧州においても、「オムニバス法案」が承認されたことにより、企業サステナビリティ報告指令(CSRD)や企業サステナビリティ・デューディリジェンス指令(CSDDD)の適用開始時期の後倒しが決まりました。しかし、これらの指令は欧州域外を設立準拠地とする企業にも適用されるため、国際的に事業展開する米国企業は、SEC の今回の決定にかかわらず、サステナビリティ情報開示から逃れることができるわけではありません。国際競争力の維持と情報開示の推進を両立させる施策が求められています。

4.SSBJ、「補足文書」を公表

3 月 27 日、SSBJ は、ISSB 基準に関して ISSB が策定・公表している付属ガイダンス及び教育的資料のうち、その適用において参考となるものについて、SSBJ 基準の適用にあたって参考にできるよう、「[補足文書](#)」として公表しました。

SSBJ 基準は ISSB 基準と整合性を図ることを基礎として開発されていることから、ISSB 基準の理解に資するために公表されている付属ガイダンス及び教育的資料は、SSBJ 基準を理解する上でも参考になります。そこで、SSBJ では、ISSB が公表している和訳に SSBJ 基準に沿って理解する上で必要な読み替え表等を加えた「補足文書」としてこれを公表したものです。なお、本補足文書は SSBJ の了承を得て公表しているものの、SSBJ 基準を構成したりその内容を追加・変更したりするものではありません。

5.SSBJ 事務局、「SSBJ ハンドブック」を公表

SSBJ 事務局は、同事務局が SSBJ 基準を利用する際の便宜を考慮して作成する解説資料として「SSBJ ハンドブック」を公表していくこととしており、3 月 31 日に「[2025 年 3 月 SSBJ ハンドブック](#)」を、4 月 30 日に「[2025 年 4 月 SSBJ ハンドブック](#)」を、それぞれ公表しました。

SSBJ ハンドブックは SSBJ の審議を経ずに公表されるものであり、SSBJ 基準を構成するものではないため、SSBJ 基準に準拠するためにその内容に従う必要はありませんが、関係者のニーズが高いもの(SSBJ に質問が多く寄せられる事項等)が解説されており、実務上の有益な資料となります。

「2025 年 3 月 SSBJ ハンドブック」は計 11 の解説資料から構成され、SSBJ 基準に関する基礎的な資料として「[SSBJ 基準用語集](#)」と「[2024 年 3 月公開草案からの主な変更点](#)」がこれに含まれます。また、「[バリュー・チェーンの範囲の決定](#)」や、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき報告する指標の算定期間がサステナビリティ開示の報告期間と異なる際に「[期間調整を行う場合の合理的な方法の例](#)」等も掲載されています。

さらに、「2025 年 4 月 SSBJ ハンドブック」として新たに追加された 6 つの解説資料には、「[サステナビリティ開示基準で要求する情報の相互参照が認められる場合](#)」や「[財務的影響の開示の対象となるサステナビリティ関連のリスク及び機会](#)」が含まれています。

6. 資源エネルギー庁、「令和 6 年度 省エネ法定定期報告情報の開示制度開示シート(確報版)」を公表

3 月 31 日、資源エネルギー庁は、「[令和 6 年度 省エネ法定定期報告情報の開示制度開示シート\(確報版\)](#)」を公表しました。

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(以下「省エネ法」といいます。)では、事業者全体のエネルギー使用量(原油換算)が合計して 1,500kl/年以上である事業者を特定事業者等として指定し、毎年度エネルギーの使用状況等の報告を求めています。資源エネルギー庁は、事業者の省エネ・非化石エネルギー転換の取組の情報発信を促すため、令和 5 年より、省エネ法に基づく定期報告書等の情報を、特定事業者等からの同意に基づき開示を行っています。

今回は、令和 6 年 10 月 31 日までに定期報告書等の情報の開示制度への参加宣言した事業者(1,695 者)の内、事業者から提出された定期報告(令和 6 年度報告、令和 5 年度実績)の内容に不備がないかを国において確認・確定したデータをもとに 1,670 者の開示シートを確報版として公表しました。

業界内の他社の省エネ・非化石転換の取組を知ることができる有益な資料となります。

7. GPIF、「サステナビリティ投資方針」を制定

3 月 31 日、年金積立金管理運用独立行政法人(以下「GPIF」といいます。)は、持続可能性を考慮した投資に関する事項について、その考え方、目的、主な取組内容等を示すものとして、「[サステナビリティ投資方針](#)」を定めて公表しました。本方針の策定は、厚生労働大臣により指示された GPIF 第 5 期中期目標(2025~2029 年度)に沿うものです。なお、GPIF では、「サステナビリティ投資」を ESG やインパクトを考慮した投資等を包含するものと定義しています。

本方針は、「サステナビリティ投資に対する考え方」、「サステナビリティ投資の目的」、「主な取組内容」、「サステナビリティ投資の効果に対する評価・検証」、「実施体制」、「ガバナンス、情報開示」の 6 項目から成りま

す。このなかで、特に、①サステナビリティ投資については、「サステナビリティに関するリスクの低減や市場の持続可能性の向上」と「市場平均収益率の確保」の両立を図ることで、GPIF のポートフォリオ全体の長期的なパフォーマンス向上に貢献することを目指すこと、②全資産について、サステナビリティ投資を推進すること、③サステナビリティ投資の効果に関する評価・検証を行い、投資開始時に期待した投資の効果が将来的にも期待どおりに発現しない可能性が高いと判断される場合には果断に見直しを行うこと、が明記されている点が注目されます。

本方針と併せて、GPIF では「[サステナビリティ投資に関する取組みについて](#)」を別途定めて公表しています。このなかでは、本方針の下で推進していく具体的な取組がまとめられており、今後 5 年間における GPIF の活動の方向性が示された有用な資料となっています。

8.金融庁、「人的資本開示に対する海外投資家の着眼点及び開示に関する調査」報告書を公表

4 月 2 日、金融庁は、外部コンサルティング会社に委託して実施した「人的資本開示に対する海外投資家の着眼点及び開示に関する調査」について、その[最終報告書](#)を公表しました。

人的資本に関する基準設定の動向について国際的な関心が高まるなかで、日本企業に対しても、人的資本開示に対する取組の重要性が高まっていく可能性があります。そこで、本調査では、海外投資家へのヒアリングを通じて得られた、投資意思決定の際に着目する人的資本開示のポイント及びこれに関連する海外企業の開示と既存の人的資本に関する基準・フレームワーク等について、体系的な調査分析を行っています。

ヒアリングの結果からは、まず、人的資本は将来キャッシュ・フローへの影響が大きい要素であるとの考えが多くの投資家・投資家団体で概ね一致していることがわかりました。また、人的資本開示の課題として、機械的な指標の列挙ではなく、自社の経営戦略と関連する指標の明示、指標が示す意味、指標の目標値との比較、企業のアクションとの関係、分解情報等についての開示が期待されると示されています。

さらに、本報告書では、「経営戦略に照らした人材ポートフォリオの状況」や「優秀な人材の確保に向けた投資(採用、人材開発)の状況」等 5 つのテーマに関して、海外投資家等から期待される内容に関して開示を行っている企業として欧米の 20 社を取り上げ、人的資本開示が優れている項目とその理由について詳しく説明されています。各テーマに関係し得る定量項目・取組や投資家の評価の視点が具体的にまとめられており、各企業がより良い人的資本開示を検討する際に有用な資料となっています。

9.ISSB、生物多様性と人的資本に関する第一段階の研究結果を会合で報告

ISSB は、4 月 9 日に実施された会合で、2023 年 6 月に公表した 2 つの ISSB 基準に続くサステナビリティ情報開示の個別テーマとして研究を進めている「生物多様性(Biodiversity, ecosystems and

ecosystem services。「BEES」)と「人的資本」分野についての[第一段階の研究結果](#)を報告しました。

今回は、生物多様性と人的資本のそれぞれについて、投資家の関心、企業の財務に及ぼす影響、他の基準やフレームワークの状況、及び情報開示の現状に焦点を絞って研究が行われました。

その結果、まず、生物多様性についての投資家調査では、リスクと機会の情報に対する強い関心が確認できたものの、比較的新しいトピックであって内容が複雑であるため、投資判断への活用方法を検討する初期段階にある、等とされています。また、人的資本に関する調査では、人的資本管理と価値創造との関連性は十分に確立されており、投資家は人的資本に関する考察を投資判断に組み込んできたが、企業の情報開示は一貫性がなく比較可能でもない、等とまとめられています。

今回の会合では、いずれのテーマも次の段階の研究方針が併せて公表されています。国際的な開示基準の策定に向けた検討が今後も継続することになります。

10.環境省、「サステナビリティ(気候・自然関連)情報開示を活用した経営戦略立案のススメ ～TCFD シナリオ分析と自然関連のリスク・機会を経営に織り込むための分析実践ガイド Ver2.0～」を公表

4月21日、環境省は、[「サステナビリティ\(気候・自然関連\)情報開示を活用した経営戦略立案のススメ ～TCFD シナリオ分析と自然関連のリスク・機会を経営に織り込むための分析実践ガイド Ver.2.0～」](#)を公表しました。

本ガイドは、気候関連情報開示の概要とシナリオ分析実践の方法、自然関連情報開示の概要と自然関連財務情報開示タスクフォース(以下「TNFD」といいます。)開示事例、脱炭素経営に資するインターナルカーボンプライシング(以下「ICP」といいます。)の概要と導入・運用の方法について解説する資料です。2024年3月に初版が公表されていたところ、2024年度に実施された「企業の脱炭素化実現に向けた統合的な情報開示に関する促進事業」の中での「気候関連財務情報開示を活かした自然関連財務情報開示モデル支援(ネイチャー開示実践事業)」の結果を踏まえ、今回、自然関連情報開示の高度化に向けたシナリオ分析と目標設定の策定プロセスについて追加する等の改訂が行われました。

本ガイドは270ページ超の資料ですが、TCFD、ICP、TNFDに関する課題ごとに本ガイドの活用方法がわかりやすくまとめられており、各企業が抱える課題に応じて該当部分を抜粋活用することも容易な作りになっています。

11.EFRAG、サステナビリティ情報開示の簡素化に関する作業計画に合意

4月24日、EUにおける会計基準案を提案する団体である欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)は、欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)の簡素化について欧州委員会からの指示を受けて検討を行い、ISSB

との相互運用化の作業のための作業計画(ワークプラン)を実施することに合意しました。

欧州委員会に提出された[作業計画](#)によれば、今後、本年 5 月後半から 7 月にかけて ESRS の改正案を起草・承認し、8 月には公開草案を発表して市中協議の手続きを経て、10 月に欧州委員会へ修正の提案を実施することとされています。適用企業への負担が重いとされる ESRS に関しては、国際経済における欧州の競争力維持等の観点から、その簡素化について検討を余儀なくされており、特に ISSB との相互運用に向けて、企業活動が環境・社会に与える影響も開示すべきと整理する「ダブル・マテリアリティ」の考え方の取扱いに注目が集まります。

ESRS は、一定の条件を満たす非 EU 企業も将来的に適用対象となることが見込まれており、欧州域内に子会社等を有する大規模な日本企業においても、作業計画の進展を注視する必要があります。

12.ISSB、気候関連開示改定の公開草案を公表

4 月 28 日、ISSB は、ISSB 基準の 1 つである IFRS S2 号「気候関連開示」の改定に関する[公開草案](#)を公表しました。本公開草案により改定が企図されているポイントは、次の 4 点です。

- ①デリバティブ及び投資銀行業務に関連する特定の金融活動や保険及び再保険の引受に関連するスコープ 3 カテゴリー15 の GHG 排出量から除外すること
- ②資金提供に伴う排出量に関する情報開示に際してグローバル産業分類基準(Global Industry Classification Standard)以外の使用を許容すること
- ③事業体の管轄当局又は取引所が要求する、GHG プロトコル以外の GHG 排出量測定方法の使用を許容すること
- ④事業体の管轄当局又は取引所が要求する、最新の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の評価に基づく GWP(地球温暖化計数)以外の GWP の使用を許容すること

これらの点はいずれも、IFRS S2 号に基づく開示の取組が進展する中で、実務上の困難や不都合が生じていた事項を解消しようとするもので、適正かつ合理的な気候関連開示を推進するものといえます。今後、公開草案に対するコメントを踏まえた修正案が 2025 年下期に検討され、すみやかに発行される予定です。

SSBJ 基準は ISSB 基準と整合性を図ることを基礎として開発されていることから、IFRS S2 号の改定も SSBJ 基準(サステナビリティ開示テーマ別基準第 2 号「気候関連開示基準」)における同様の見直しの議論につながることを想定されます。

13.FASF・SSBJ、「有価証券報告書の作成要領(サステナビリティ関連財務開示編)」を公表

4月30日、公益財団法人財務会計基準機構(以下「FASF」といいます。)及びSSBJは、「[有価証券報告書の作成要領\(サステナビリティ関連財務開示編\) \(2025年3月期提出用\)](#)」を公表しました。

例年、FASFでは「有価証券報告書の作成要領」を公表し、有価証券報告書の提出会社がその作成にあたって参照すべき法令や記載事例等をまとめています。今回、FASF及びSSBJでは、SSBJ基準が公表されて初めての3月期を迎えるにあたって、2025年3月期有価証券報告書の「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 サステナビリティに関する考え方及び取組」において任意でSSBJ基準に従った開示を行おうとする場合に参照することを想定して、「有価証券報告書の作成要領」(2025年3月期提出用)の分冊として本作成要領を公表したものです。

金融商品取引法及び企業内容等の開示に関する内閣府令に基づいて現在適用のある開示様式等の枠組みを前提に、SSBJ基準に則った開示を行おうとする場合の作成にあたってのポイントや記載事例を解説しており、任意に早期適用に取り組もうとする企業にとって数少ない参考資料になります。

パートナー 田井中 克之
katsuyuki.tainaka@morihamada.com

アソシエイト 時田 龍太郎
ryutaro.tokita@morihamada.com

IV.ファイナンス

1.環境省、「地域金融機関における移行計画策定・エンゲージメント 実践ガイダンス」を公表

3月31日、環境省は、「地域金融機関における移行計画策定・エンゲージメント実践ガイダンス」を公表しました。

気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)により「移行計画」の概念が打ち出され、日本でも、サステナビリティ基準委員会(SSBJ)が国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)の基準に準じた移行計画の開示を求める枠組みを整備しています。こうした中で、金融機関においても、移行計画の策定・開示に対応し、投融资先の脱炭素化を推進することが求められています。本ガイダンスは、環境省が、地域金融機関とともに移行計画の策定やエンゲージメントの実践を行い、その成果をまとめたものとなります。

本ガイダンスは、金融機関が移行計画の策定とエンゲージメントの実践に取り組む際に有益な方法論やヒント、留意事項を示している他、支援対象機関等における事例ファイナンスド・エミッションの算定・分析から移行計画の開示までの流れを整理し、支援対象機関の事例を示しています。移行計画の策定は、TCFDに

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

よって打ち出された概念であり、国内企業にも求められています。本ガイダンスの活用を通じて、地域金融機関自身の移行計画の検討・策定及び投融資先に対するエンゲージメント活動が促進され、脱炭素化に向けた行動変容が促進されることが期待されています。同様の切り口で、金融庁が令和4年7月に策定したディスカッション・ペーパー（「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」）が存在していますが、本ガイダンスも併せて参照することが有益であると考えられます。

2.環境省、「気候変動対応を『チャンス』と捉えた 地域金融機関向け取組ガイド」を公表

3月31日、環境省は、[「気候変動対応を『チャンス』と捉えた 地域金融機関向け取組ガイド」](#)を公表しました。

当該取組ガイドは、第1部と第2部の2部構成となっており、第1部では、地域金融機関が気候変動対応を「チャンス」として捉え、顧客企業の脱炭素支援や地域活性化支援を通じて地域経済基盤の強化を目指すことを目的とし、気候変動対応に限らず、様々なチャンスに着目し、事業化支援を実践している地域金融機関の事例が紹介されています。第2部では、多くの地域金融機関にとって、再生可能エネルギー発電事業における事業性評価の判断ポイントが不明であることや、事業が与えるインパクトの体像が見えていないことから、再エネ事業の投融資が進みにくい現状を踏まえ、地域金融機関が参考となる情報が紹介されています。再エネ事業として、特に中小水力発電と木質バイオマス発電が取り上げられていますので、特にこれらの発電事業の投融資に活用できる形となっています。

3.環境省、グリーンファイナンスに関する「グリーンプロジェクトに寄与する事業の考え方」を公表

4月25日、環境省は、グリーンファイナンスに関する[「グリーンプロジェクトに寄与する事業の考え方」](#)を公表しました。

本資料におけるグリーンプロジェクトに寄与する事業とは、グリーンプロジェクトのバリュー・チェーンで重要な役割を果たすが、それ自体では明確にグリーンとは位置付けられない事業、「グリーンイネーブリングプロジェクト」（以下「GEP」といいます。）をいうところ、国際資本市場協会（ICMA）は2024年6月に「Green Enabling Projects Guidance」（以下「GEP ガイダンス」といいます。）を公表し、GEPに求められる評価項目等を示しました。これを受けて、環境省において、GEP ガイダンスで提示された評価項目ごとの分析・評価や、検討を要する論点、グリーンファイナンスの拡大に資するGEPの効果的な利用について、議論し、その内容を取りまとめたものが本資料となります。

本資料においては、GEP ガイダンスの構成に基づいて、具体的な資金調達事例（資金使途事例としては、「水素焚きガスタービンの製造」と「車載二次電池用正極材生産・リサイクル設備」が取り上げられています。）

を取り上げながら、評価項目ごとにその適格性を確認し、結果が記載されています。また、環境省のワーキング・グループ内での各評価項目に対しての議論結果も記載されています。本資料は、ICMA の GEP ガイダンスに加えて、市場参加者が参照し得る補助的な資料という位置付けではあるものの、今後の日本における GEP と考えられる案件に係るグリーンローンの組成等の際に、いわゆるグリーンウォッシュとの評価を受けないよう検証を行うにあたって参考となる有用な資料となるかと存じます。

パートナー 富永 喜太郎
yoshitaro.tominaga@morihamada.com

アソシエイト 岡本 員禎
kazuyoshi.okamoto@morihamada.com

V.環境

1.廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令等を公布

3月3日、[\(1\)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」及び\(2\)「一般産業廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令」](#)が公布されました。

(1)については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 4 条 2 項 10 号及び 4 条の 5 第 2 項 11 号において定める、し尿処理施設の放流水に係る大腸菌群数の基準が大腸菌群数 3,000 個/cm³から大腸菌数 800 コロニー形成単位/ml に改正されました。

(2)については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令別表第 1 において定める基準のうち、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の管理型最終処分場の放流水及び保有水等に係る六価クロム化合物の基準値が六価クロム 0.5mg/L から六価クロム 0.2mg/L に、大腸菌群数の基準が大腸菌群数 3,000 個/cm³ から大腸菌数 800 コロニー形成単位/mL に改正されました。また、同省令別表第 2 において定める基準のうち、廃棄物最終処分場の周縁地下水及び産業廃棄物の安定型最終処分場の浸透水に係る六価クロムの基準値が 0.05mg/L から 0.02mg/L に改正されました。

(1)については、2025 年 4 月 1 日施行、(2)については、2026 年 4 月 1 日施行とされています。

2.「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver.6.0)」を公表

3月10日、環境省及び経済産業省は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」といいます。)に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における[「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル](#)

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

[\(ver6.0\)](#)」(以下「本マニュアル」といいます。)を公表しました。本マニュアルの主な改訂内容は、以下のとおりです。

第 1 に、特定排出者単位のエネルギー起源 CO₂ の報告は、燃料の使用に伴う排出(直接排出)と他人から供給された電気及び熱の使用に伴う排出(間接排出)を区分して報告・公表することとし、報告様式を変更しました。

第 2 に、電気事業者及び熱供給事業者が従来提供していた「基礎排出係数」に、電気事業者及び熱供給事業者が調達した非化石証書・グリーン証書・再エネ由来J-クレジット等の環境価値を反映させ、基礎排出量の算定では当該係数を用いて算定することとしました。また、特定排出者が取得した非化石証書やグリーン証書、再エネ由来J-クレジット等の無効化量・移転量は、基礎排出量の算定においても反映させることとしました。

第 3 に、カーボンリサイクル燃料について、CCU(二酸化炭素回収・有効利用)のうち回収した二酸化炭素をカーボンリサイクル燃料の製造に用いた場合、原排出者と利用者間の合意により、排出削減価値を移転できることとし、原排出者又は利用者のうち、カーボンリサイクル燃料利用に伴う排出削減価値を保有する者が基礎排出量から控除できることとされました。

第 4 に、「二国間クレジット制度(JCM)」の実施体制強化のために「国際協力排出削減量」等の用語の定義やクレジット発行に係る手続等が温対法上で規定されたことに伴い、「海外認証排出削減量」として用いることのできる削減量は、改正温対法 2 条 9 項に規定する「国際協力排出削減量」等とすることとしました。

3.環境影響評価法の一部を改正する法律案を閣議決定

3 月 11 日、[「環境影響評価法の一部を改正する法律案」](#)が閣議決定されました。

法律案の概要は、事業者が、既存の工作物を除去又は廃止し、同種の工作物を同一又は近接する区域に新設する事業を実施しようとする場合には、配慮書の記載事項のうち事業実施想定区域の選定に係る調査・予測・評価に代わるものとして、既存の工作物による環境影響に関する調査報告書を踏まえた調査結果を踏まえた環境の保全のための配慮の内容を明らかにするものとされました。

また、環境大臣は、あらかじめ、事業者の同意を得た上で、事業者が作成したアセス図書を公開することができるものとされました。

本法については、一部を除き、公布の日から起算して 2 年を超えない範囲で政令で定める日から施行されることとされています。

4.環境省、「CFP 入門ガイド」を公表

3月13日、環境省は、カーボンフットプリント(以下「CFP」といいます。)の算定・表示に関する人材育成等の支援の一環として、算定・表示に初めて取り組む方を対象とした「[CFP 入門ガイド](#)」を作成し、公表しました。

本入門ガイドは、CFP とは何か、どのように CFP を算定するのか、算定した CFP はどのように表示するのか、どのような人々と協力して CFP に取り組むと良いのか等の点をわかりやすく解説しています。特に算定・表示に関しては、有用な算定ツールやデータベースに言及があり、モデル事業に参加した企業の算定報告書の例が紹介される等、具体的なイメージを持ちながら理解を進めることができます。

本入門ガイドの内容は、過年度の環境省モデル事業における知見を踏まえて実務上の観点を解説する資料として作成された「カーボンフットプリントガイドライン(別冊)CFP 実践ガイド」が基になっており、本実践ガイドについても、本入門ガイドと同時に[改訂版](#)が公表されています。

5.経団連、循環型社会形成自主行動計画－2024 年度フォローアップ調査結果－を発表

3月18日、一般社団法人日本経済団体連合会は、[循環型社会形成自主行動計画－2024 年度フォローアップ調査結果－](#)を発表しました。

内容としては、2024 年度は、以下の(i)～(iii)を掲げ、循環型経済実現に向けた環境整備の面で大きな進展があったと評価されています。

- (i) [「第五次循環型社会形成推進基本計画」](#)(2024 年 8 月):循環経済への意向を国家戦略に位置付け
- (ii) [「循環経済\(サーキュラーエコノミー\)への移行加速化パッケージ」](#)(2024 年 12 月)
- (iii) [「再資源化事業等高度化法」](#)の成立(2024 年 5 月)

一方で、今後の主要課題としては、①産業廃棄物最終処分量の削減、②動静脈連携をはじめとした企業間連携の推進、③プラスチック資源循環のさらなる促進、④使用済み太陽光パネルのリサイクルの促進が掲げられています。

経団連における主体的な取組の推進としては、2024 年 12 月、目指すべき社会を取りまとめた[「FUTURE DESIGN 2040」](#)を公表したこと等が挙げられています。

6.環境省、「ESG 地域金融実践ガイド別添資料:事例集【令和 6 年度】」を公表

3月31日、環境省は、[「ESG 地域金融実践ガイド別添資料:事例集【令和 6 年度】」](#)を公表しました。

環境省は、2019 年度から 2023 年度にかけて「地域における ESG 金融促進事業」を、2024 年度から「持続可能な社会形成に向けた ESG 地域金融の普及・促進事業」を実施しています。

2024 年度の本事業は、地域金融機関等における環境・社会に対するインパクトの創出、地域の持続可能性の向上等に資する取組を支援することを目的に、ESG 地域金融機関のモデル的な取組を支援する「ESG 地域課題支援プログラム」と、地域で向き合うべき課題の発掘を支援する「ESG 地域課題発掘プログラム」で構成されています。環境省は、両プログラムを通じて得られた知見・具体的な事例、事例から抽出される実践上の留意点や課題等を「ESG 地域金融実践ガイド別添資料：事例集【令和 6 年度】」として取りまとめ、地域金融機関が自身の取組を検討・実践する際に活用可能となる内容となっています。

7.環境省、2023 年度の温室効果ガス排出量及び吸収量を公表

4 月 25 日、環境省は、[2023 年度の国内における温室効果ガス排出量と吸収量](#)について取りまとめました。

温室効果ガスの排出・吸収量は約 10 億 1,700 万トン(CO₂ 換算)と過去最低値を記録しており、2050 年ネット・ゼロの実現に向けた減少傾向を継続しています。2022 年度からの排出量減少の主な要因としては、電源の脱炭素や製造業の国内生産活動の減少によるエネルギー消費量の減少等が考えられます。

代替フロン等 4 ガス(HFCs、PFCs、SF₆ 及び NF₃)については、2023 年の排出量は約 3,700 万トンとなり、2022 年比で 3.9%(約 150 万トン)の減少となりました。

森林やブルーカーボン等の吸収源対策については、2023 年度の吸収量は前年度とほぼ同量の約 5,370 万トン(2022 年度は約 5,380 万トン)となりました。今後は吸収源として期待される沖合のブルーカーボンの取組についても、検討を進めることとしています。

CO₂ 吸収型コンクリート等の CCU 技術については 2023 年度の吸収量は約 121 トンとなり、今後は CO₂ 吸収型コンクリートの J-クレジット化について検討を進めるとしています。

8.環境省、日本企業による環境デュー・ディリジェンス対応促進に向けた懇談会議論のまとめを公表

4 月 28 日、環境省は、[日本企業による環境デュー・ディリジェンス\(以下「環境 DD」という。\)対応促進に向けた懇談会議論のまとめ](#)を公表しました。

2011 年の国連「ビジネスと人権に関する指導原則」にて人権侵害リスクを特定・防止する手段としてデュー・ディリジェンス(以下「DD」という。)プロセスの実施を求めるようになって以降、DD が日本企業にとっても対応が迫られる課題となっていることを踏まえ、日本企業の海外規制に対する効果的・効率的な対応及び人権との横断的対応も視野に入れた環境課題に対する統合的対応を促進するため、日本企業による

環境 DD の取組のあり方を、有識者による懇談会において検討していました。

有識者の懇談会の議論の結果をまとめた「議論のまとめ」、企業が環境 DD の取組を進めていく上で特に重要と考える点を要約した「ポイント」及び足元の海外企業等の環境 DD に係る取組状況を「事例集」が記載されています。

パートナー 川端 健太
kenta.kawabata@morihamada.com

アソシエイト 一井 梨緒
rio.ichii@morihamada.com

VI. ビジネスと人権

1. 欧州委、「女性の権利のためのロードマップ」を策定

3 月 7 日、欧州委員会は、女性や少女に対するエンパワーメントやジェンダー平等社会の実現へのコミットメントを再確認・強化するものとして、「女性の権利のためのロードマップ」(以下「本ロードマップ」といいます。)を策定しました。

本ロードマップと併せて公表された 2025 年の「EU におけるジェンダー平等に関する報告書」で言及されているように、欧州委員会は、ジェンダー平等への進展は遅く、地域間等で不均衡であると指摘し、EU において 3 人に 1 人の女性が身体的・性的暴行を経験したことがある等としています。

本ロードマップは、ジェンダーに基づく暴力からの解放、雇用機会の均等と適切な労働条件、平等な賃金と経済的エンパワーメントといった具体的な 8 項目を挙げつつ、社会に根付く構造的な差別的規範 (structural discriminatory norms) に対処することを目指すとしています。

2. 米司法省等、DEI に関する「不法な差別」に係るプレスリリース及び 2 つの文書を公表

3 月 19 日、米雇用機会均等委員会 (EEOC) と米司法省 (DOJ) は、共同で、「不法な DEI に関する差別に対する警告」等と題する [プレスリリース](#) を公表しました。同プレスリリースでは、diversity, equity, and inclusion (DEI) は、1964 年公民権法第 7 編で定義されていない広範な用語であり、DEI 方針や DEI プログラム等は、人種や性別等に基づく雇用差別を禁止する当該第 7 編に違反する可能性があるとは指摘しています。

そして、EEOC 及び DOJ は、確立された公民権のルールが雇用方針やプログラム (DEI と称するものを含みます。) にどのように適用されるか、一般市民の理解を助けるために、[「What To Do If You Experience Discrimination Related to DEI at Work」](#) 及び [「What You Should Know About DEI-Related Discrimination at Work」](#) という 2 つの文書を公表しました。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

3. 英国政府、現代奴隷法に関するガイダンスを更新

3月27日、英国政府は、英国現代奴隷法(the Modern Slavery Act 2015)のステートメント作成義務に関するガイダンスである「[Transparency in Supply Chains](#)」(以下「本ガイダンス」といいます。)を更新しました。

英国現代奴隷法上、当該ステートメントに関する必要的記載事項は定められていませんが、[英国現代奴隷法 Section54\(5\)](#)は、奴隷制度及び人身売買に関する方針や関連するDDプロセス等を含む6項目の開示を示唆しています。本ガイダンスは、各開示項目の内容につき、「レベル 1」として初めてステートメントを作成する組織にとって注力することが適切である可能性がある項目を示すとともに、ステートメント作成義務により精通した組織に対して、「レベル 2」の項目やさらに進んだ内容を含むように進めることを推奨しています。

また、本ガイダンスは、責任ある雇用(Responsible recruitment)の項目において、欠陥のある雇用慣行が企業の事業やサプライチェーンにおいて強制労働が生じる可能性を著しく高めている可能性があり、多くの移民労働者が第三者から高額な採用手数料を請求されており、債務労働に陥る危険性がある等と指摘し、企業は、雇用に係る費用は労働者ではなく雇用者が負担するべきであるとする [Employer Pays Principle](#) に従うべきであると指摘しています。

4. 鳥取県議会、「性的ディープフェイク」禁止等を定める条例改正案を可決

3月24日、鳥取県議会は、子どもの顔写真等を使い、AIの技術でわいせつな画像や動画に加工する、いわゆる「性的ディープフェイク」を禁止する等とした「[鳥取県青少年健全育成条例](#)」の改正案を可決しました(以下「本条例」といいます。)

4月1日に施行された本条例は、「児童ポルノ等」に、生成AI等を利用して青少年の容貌の画像情報を加工して作成した姿態(当該青少年の容貌を忠実に描写したものであると認識できる姿態に限ります。)を描写した情報を記録した電磁的記録等を含むとすることで(10条9項)、「性的ディープフェイク」を禁止しています。製造や提供が鳥取県外で行われる場合であっても、鳥取県内に居住する等の青少年の容貌の画像情報を加工して作成した姿態に係る児童ポルノ等に係る行為であれば、規制の対象となります(18条の3)。

英国では、2023年オンライン安全法の制定等によりディープフェイクを含む性的画像の共有等が違法行為とされている等、近年、生成AI等の技術の発展により、それら技術の悪用・誤用等による人権リスクへの対応の必要性が指摘されています。

「ビジネスと人権」の観点からは、生成AI等のサービスを開発・提供する企業にとって、自社のサービスが

悪用・誤用されて犯罪や人権侵害に利用されることを防ぐ人権デュー・ディリジェンスの重要性が高まっているといえます。

5.大阪高裁、同性婚を認めない民法等の規定につき「違憲」判断

3月25日、大阪高等裁判所は、同性婚を認めない民法等の現行法令が憲法に違反するかどうかが争われている裁判において、憲法は同性間で婚姻する自由を保障していない等として現行法令の違憲性を否定した第一審(大阪地方裁判所)の判断を覆し、同性婚を認めない現行法令について、「性的指向が同性に向く者の個人の尊厳を著しく損なう不合理なものであり、かつ、婚姻制度の利用の可否について性的指向による不合理な差別(合理性のない区別)をするものとして法の下での平等の原則に反する」等と指摘し、憲法14条1項及び24条2項に反すると判断しました。

同様の訴訟は、全国5つの地方裁判所で提起されており、5つの高等裁判所(札幌高等裁判所、東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、大阪高等裁判所、福岡高等裁判所)全てが、同性婚を認めない現行法令は憲法に違反すると判断しています。

既に上告されており、今後の最高裁判所による判断が注目されます。

6.経済産業省、繊維産業の監査要求事項・評価基準(JASTI)を策定

3月26日、経済産業省は、日本の繊維産業の実態を踏まえた監査要求事項・評価基準「[Japanese Audit Standard for Textile Industry](#)」(以下「JASTI」といいます。)を策定しました。

経済産業省は、近年、世界的に人権等の対応が求められる中で、我が国の繊維業界においても社会・人権面の取組を向上させ、さらには国際競争力の強化を図る必要性が高まっており、繊維産業の持続可能性や今後成長が見込める海外市場への展開も踏まえると、日本がこの対応に遅れを取れば、ビジネス機会の喪失につながるおそれもあり、この問題への対応は必要不可欠であるとしています。

こうした背景から策定されたJASTIは、国際的な人権基準であるILO中核的労働基準を包摂した上で、社会・人権面を中心とした、中小企業等が最低限遵守すべき事項を網羅した監査要求事項・評価基準(84のJASTI監査要求事項)から構成されています。そして、JASTIは、各要求事項につき、下表のとおり3段階の重要度を設定しています([JASTIに係るQ&A](#))。

ZT:Zero Tolerance(ゼロトレランス)許容不可	不適合は、至急改善しなければならない。
MJ:Major(メジャー)重要	不適合は、次回監査に向けて、改善に取り組まなければならない。
MN:Minor(マイナー)軽微	不適合は、継続的に改善に取り組まなければならない。

2024 年 9 月に繊維業が特定技能制度の対象分野となりましたが、繊維企業が特定技能外国人を受け入れる際の追加要件の 1 つとして、「国際的な人権基準に適合し事業を行っていること」が課されているところ、JASTI は、当該追加要件の充足を示すための認証・監査の 1 つとしても活用されます。

JASTI は、人権デュー・ディリジェンスにおいて重要な ILO 中核的労働基準を包摂した内容となっており、繊維業界に属さない企業にとっても、人権 DD に取り組む際の参考になると考えられます。また、将来的には環境等に関する項目の追加を含めた改訂(高度化)が検討する予定とされており、人権及び環境の横断的な取組の指針として活用できるようになり得ると思われれます。

7. EU、CSDDD と CSRD の適用延期法が成立

4 月 14 日、EU 理事会は、企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令(CSDDD)や企業持続可能性報告指令(CSRD)等の規制を簡素化するものとして 2 月に公表された[オムニバス法案](#)のうち、適用開始時期を CSDDD につき 1 年、CSRD につき 2 年、それぞれ延期すること等を含む法案(通称「[Stop-the-Clock Directive](#)」)を可決し、4 月 17 日に施行されました。

オムニバス法案では、バリュー・チェーンのマッピングを実施した後は、DD の実施範囲を原則として直接取引先に限定し、間接取引先については負の影響の存在を示唆する確かな情報(plausible information)がある場合に限って例外的に対象とすることが提案される等、CSDDD に基づく DD 実務にも一定の影響を与える CSDDD の修正が提案されており、これらについては引き続き EU 理事会と欧州議会で審議されており、オムニバス法案が(どの程度)採択されるか注目されています。

なお、ドイツのメルツ首相は、5 月 9 日の欧州委員会への訪問に際して CSDDD の廃止を要請したとも報道されています。また、オムニバス法案の概要は、当事務所の 2025 年 3 月 17 日付ニュースレター「[欧州委員会によるオムニバス法案の公表—CSDDD の簡素化について](#)」をご参照ください。

8. 出入国在留管理庁、育成就労制度等に関する政令案等のパブリックコメントを開始

4 月 28 日、「[出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案概要](#)」等に係る[パブリックコメント](#)が開始されました。本パブリックコメントは 5 月 28 日まで実施されています。

[2025 年 3 月号\(Vol.1\)](#)では、育成就労制度について、外国人労働者が送出機関等から高額な費用負担を求められ多額の借金をして来日した結果として債務奴隷の状態に陥ってしまっていたという技能実習生の反省を踏まえ、育成就労計画の認定基準の 1 つとして設けられた送出機関に支払った費用の額の制限規定について、政府主催の有識者懇談会において日本で受け取る月給の 2 ヶ月分までとすることが検討され

ていることを紹介しました。本パブリックコメントに付された省令案でも同様の考え方が採用されています。

今後、本パブリックコメントを経て、育成就労制度等の詳細が決定されることになり、その動向が注目されます。

カウンセル 塚田 智宏
chihiro.tsukada@morihamada.com

アソシエイト 平田 亜佳音
akane.hirata@morihamada.com

VII.ガバナンス

1.「稼ぐ力」の強化に向けたコーポレートガバナンス研究会、取りまとめ(「稼ぐ力」のCG ガイダンス)公表

経産省が設置する研究会「『稼ぐ力』の強化に向けたコーポレートガバナンス研究会」(以下「CG 研究会」といいます。)は、4月30日、研究会の取りまとめとして「『稼ぐ力』の強化に向けたコーポレートガバナンスガイドンス」(以下「CG ガイダンス」といいます。)を公表しました(その他研究会における取りまとめ資料も同時に公表されています。)

CG 研究会では、サステナビリティを経営に織り込むことが不可欠といった経営環境において、日本企業が「稼ぐ力」を強化していくためには、社会課題やステークホルダーについても考慮しつつ、自社の競争優位性を伴った価値創造ストーリーを構築し、それを確実に実行していくことが必要であるといった課題認識の下、「稼ぐ力」の強化の観点から、コーポレートガバナンスの取組の進め方や会社法改正に関する議論が中心に行われました。CG ガイダンスでは、「稼ぐ力」の強化に向けて事業ポートフォリオの組替えや成長投資(設備投資、人材投資等)の実行を行うためには、取締役会と CEO ら経営陣がそれぞれの役割に応じて機能を発揮する実効的なコーポレートガバナンスの構築と、株主・投資家との対話の活用が重要であるとの観点から、具体的な取組の進め方や取組例がまとめられています。

パートナー 太子堂 厚子
atsuko.taishido@morihamada.com

アソシエイト 藤井 祐輔
yusuke.fujii@morihamada.com